

1 **Q1** 島根県の人権・同和教育はこれまでどのように推進されましたか。また、これからどのような取組が大切になりますか？

5 **A** これまでの島根県の取組の中から、成果と課題を整理し、全教職員の共通理解を図る効果的な教職員研修を創意工夫することが大切です。

【島根県の取組 ～成果と課題～】

島根県では、「同和教育をすべての教育活動の基底に据える」という基本姿勢に基づき、次のような取組をしてきました。

10 (1) **人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う教育内容の創造に努めてきたこと**

「差別の現実から学ぶ」ことを基本に、学校が取り組むべき教育課題を明確にしながら、人権意識を高め、差別をなくすために行動する意欲と実践力を培う教育内容を創造してきました。

(2) **「進路保障」の推進と充実**

15 学校により把握された児童生徒の進路を阻害する差別や、経済的困難さ、健康や生活面での不安の解決のために、各学校では、すべての児童生徒の自立と豊かな自己実現を支援する「進路保障」に取り組み、全教職員による指導体制づくりや指導計画の作成、教科等の学習、差別や偏見のない集団づくりなどが実践されました。

また、このような教育活動全体を通して取り組まれた課題のある児童生徒への個別具体的な取組と、学級・学校における集団づくりは、課題の解決に大きな成果をあげました。

20 このような取組にあわせ、同和教育という名称のもとで同和問題だけでなく多様な人権課題も広く扱い、参加体験型学習の手法なども積極的に取り入れてきました。

しかし、取組を推進する中で、次のような課題もあげられました。

○教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない。

25 ○指導方法の問題として、児童生徒の知的理解を育成することにとどまり、人権感覚が十分身に付いていない。

○担任や担当者が把握した教育課題やその解決方法が、全教職員の共通理解とならなかった。

【今後の取組 ～課題の解決を目指して～】

30 [第三次とりまとめ]では、全教職員の共通理解を図る研修を効果のあがるように工夫し、すべての学校教育活動で人権尊重の理念に対する理解を深めること。そして、人権感覚の育成を通して、具体的な人権課題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力を身につける指導方法を創意工夫することを掲げています。そして、そのための、多くの研修例や実践例を示しています。

このような[第三次とりまとめ]に示された指導方法等の改善・充実は、児童生徒の思いや願いを中心に据えた進路保障の取組とつながることで、本県の人権教育の推進に一層役立つものとなります。

35

ふりかえり

目の前の児童生徒の思いや願いを、あなたはどのようにとらえていますか。または、その思いや願いを大切にしたい取組がされていますか。

※Q1に関する事項抜粋

1. 同和教育をすべての教育活動の基底に据えて取り組む。

同和教育は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、すべての人々の人権が尊重される民主的な社会の実現をめざして取り組まれる教育活動のすべてをその内容とする教育です。また、それは、教育基本法が教育の目的として示している「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間」「民主的で平和的な国家及び社会の形成者」の育成をめざす教育でもあります。

そこで、同和教育をすべての教育活動の基底に据え、同和教育の理念に基づく教育実践を日常的に進めていくことにより、差別のない民主的な社会の実現に努める意欲と実践力をもった人間を育てていくことが大切です。そして、それぞれの学校や教育機関・団体等の全員が一体となって、教育活動全体を通して同和教育を積極的に推進していくことが重要です。

2. 同和地区児童生徒をはじめとするすべての児童生徒の進路の保障に努める。

同和地区児童生徒をはじめとするすべての児童生徒の進路を保障する取組を同和教育の重要課題に位置付け、組織的、計画的な取組を進めていく必要があります。

推進にあたっては、取組体制を確立し、差別撤廃に取り組む主体性をもって同和地区へ出向き、信頼関係を築きながら、地域の実情や部落差別の実態、及び児童生徒の実態と保護者の意見や願い等を的確に把握する必要があります。そして、その中から教育課題を明確にし、課題解決に向けた教育実践に積極的に取り組むことが大切です。

【進路保障とは】（同和教育指導資料第19集P18,19）

進路保障とは、進学や就職に際して、進路指導や公正な採用選考を実現するための取組みを行うだけではありません。それは、同和地区児童生徒をはじめ被差別の立場にある児童生徒、様々な困難を抱えている児童生徒、さらにはすべての児童生徒が、自ら主体的に学ぶ意欲と態度、また、確かな学力と豊かな感性を高め、健康の増進を図り、さらに、進路に対する明るい展望と差別立ち向かう強い意志を持って、将来をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力を身につけていくよう、幅広い教育活動を計画的に進めていくことです。

3. 人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う教育内容の創造に努める。

学習者一人一人が自分の生活や生き方と関連づけながら部落差別をはじめとする差別の不当性や不合理性を科学的に捉え、差別を見抜き、差別を許さない人権意識を高め、差別をなくすために自ら行動する意欲と実践力を培う教育内容の創造に努める必要があります。

教育内容の創造にあたっては、何よりも差別の現実から学ぶことを基本に、地域や学習者の実態に即し、部落差別をはじめとする差別に対する科学的認識を育てる学習内容と方法の創意工夫が必要です。また、人間の尊厳に対する認識と人権尊重への自覚を深め、差別を見抜く鋭い感性や差別を許さない確かな人権意識を陶冶し、自他の人権を尊重する生き方を培う多様な学習内容の創造が求められます。